

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公表番号】特表2004-503258(P2004-503258A)

【公表日】平成16年2月5日(2004.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2004-005

【出願番号】特願2002-511585(P2002-511585)

【国際特許分類第7版】

A 01K 89/01

A 01K 89/015

【F I】

A 01K 89/01 E

A 01K 89/01 Z

A 01K 89/015 E

A 01K 89/015 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月16日(2004.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

選択的にラインをキャスティングおよび回収するための回転可能なスプール・シャーシ付きの交換可能なシャーシ釣りリールであって、

a) リール駆動装置、枢軸取付部および本体シャーシ取付部からなる本体シャーシと、

b) 本体シャーシに回転可能に接合されているスプール・シャーシとを具備し、

前記スプール・シャーシは、スプールを受けるための車軸を備え、前記スプール・シャーシは、前記枢軸取付部に枢動可能に結合され、前記スプール・シャーシは、前記車軸に對して略垂直で、前記スプール内に配置された所定の一点で前記車軸と交差する回転軸に沿って第1の位置と第2の位置との間で選択的に回転可能であり、

前記リール駆動装置は、前記スプールを前記車軸の周りで回転させるために前記スプールに伝達することを特徴とする交換可能なシャーシ釣りリール。

【請求項2】

さらに、前記スプール・シャーシに作動可能に接合されたレベル・ワインド機構を具備することを特徴とする請求項1記載の釣りリール。

【請求項3】

前記レベル・ワインド機構は、前記リール駆動装置に伝達することを特徴とする請求項2記載の釣りリール。

【請求項4】

さらに、前記リール駆動装置に固定されるクランク・ハンドルを具備することを特徴とする請求項1記載の釣りリール。

【請求項5】

前記リール駆動装置は、逆回転防止機構を具備することを特徴とする請求項1記載の釣りリール。

【請求項6】

前記枢軸取付部は、支持アームを具備し、前記リール駆動装置は、前記支持アームの枢

支点を通して伝達することを特徴とする請求項 1 記載の釣りリール。

【請求項 7】

前記第 1 の位置は、ライン回収の方向に平行であり、かつ前記第 2 の位置は、ライン回収の方向に垂直であることを特徴とする請求項 1 記載の釣りリール。

【請求項 8】

前記リール駆動装置は、チェーン、スプロケット、ギア、ベルト、ケーブル、コード、ビーズ・チェーン、ロープ、旋回駆動装置、ワインチ、ワインチ駆動装置、クローラ駆動装置、ホイール駆動装置、通風装置駆動装置、ポンプ駆動装置、水力駆動装置、流体駆動装置、ターピン、電気駆動装置、電気モータおよびバッテリ駆動装置からなるグループから選択された駆動装置システムによって、前記スプールに伝達することを特徴とする請求項 1 記載の釣りリール。

【請求項 9】

さらに、前記車軸に着脱可能に取り付けられたスプールを具備することを特徴とする請求項 1 記載の釣りリール。

【請求項 10】

さらに、前記スプール・シャーシに操作可能に接合された調整可能な牽引部品を具備することを特徴とする請求項 1 記載の釣りリール。

【請求項 11】

前記調整可能な牽引部品は、さらに、牽引レバー・アームを具備することを特徴とする請求項 10 記載の釣りリール。

【請求項 12】

前記調整可能な牽引部品は、さらに、牽引プリセットノブを具備することを特徴とする請求項 10 記載の釣りリール。

【請求項 13】

前記調整可能な牽引部品は、さらに、自在スプール張力調整ノブを具備することを特徴とする請求項 10 記載の釣りリール。